

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 4 月 28 日 (火) 午前 10 時開議

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 議案第 32 号 | 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 4 議案第 33 号 | 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 議案第 34 号 | 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 議案第 35 号 | 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 7 議案第 36 号 | 湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 8 議案第 37 号 | 令和 2 年度湖西市一般会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 9 議案第 38 号 | 令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) |

○本日の会議に付した事件……………次に掲げるとおり

議事日程に掲げた日程第 1 から日程第 8

議案第 37 号に対する附帯決議案

議事日程に掲げた日程第 9

○出席及び欠席議員……………出席表のとおり

○説明のため出席した者……………出席表のとおり

○職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回湖西市議会臨時会を開会いたします。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（加藤弘己） 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 松本和彦登壇〕

○議会事務局長（松本和彦） 議案書の受理について申し上げます。第1回湖西市議会臨時会に市長から提出されました議案は7件でございます。その内容は条例の専決処分3件、条例の一部改正2件、補正予算2件でございます。以上で報告を終わります。

○議長（加藤弘己） 報告事項は終わりました。

ここで市長の挨拶がございます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 改めまして、おはようございます。本日は臨時議会ということで、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

また、今も国全体に緊急事態宣言が発令されておりますし、もともと4月7日の発令以降、4月16日には全国に拡大をされました。これは国もちろんそうですけれども、我々基礎自治体としても、現場また市民の皆様からのお声を反映しながら、やはり市民の皆さんの安全安心を第一に、様々な対策をとらせていただいております。後ほど御説明申させていただきますけれども、様々な形で市議の皆様にも、広報でありますとか啓発に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。引き続き、一刻も早い終息を祈りまして、ぜひ市民の皆様が安全安心な生活を送り、学校などで子供たちが元気に笑顔で学校生活を送れる日が来ることを願っているものでございます。

昨日の時点ですけれども、新型コロナウイルスの感染者数がお隣の愛知県豊橋市では7例、同じく浜松市でも7例というふう聞いております。幸い、

湖西市における感染事例、陽性事例は今のところ発生をしておりますけれども、やはりこれは日本全国、また世界的にも、どこで起こってもおかしくはない状況であるということで、緊張感を持って引き続き対応をしまいたいというふうに思っておりますし、現時点でも市内の幼稚園や保育園、こども園、小・中学校、また運動施設、屋内・屋外問わず、様々な公共施設等において利用制限などをさせていただいております。これは市民の皆様にも、本当に大変な御不便をおかけしていることというふうに思いますけれども、御自身のためでありますとか、また御家族など大切な方々の命を守り、早期の終息を図るためにということで御理解をいただきたいというふうに考えております。

そして、今日御提案をさせていただく中にもありますけれども、やはり人の往来を抑える、ウイルスの感染拡大防止のためには、早期終息を図るためには、人の往来を抑えてウイルスの拡散を防ぐということが言われております。特にお隣の愛知県におかれましては、この緊急事態宣言の中でも特定警戒都道府県に位置づけられております。先般、愛知県におかれましては、4月16日に全県として、市町村も含めて特定の業種の皆様に休業要請を行い、そしてそこでセットで協力金を交付するという事業を行われまして、これが愛知県内の各市町村に通知を17日にされました。

県境としての湖西市といたしましても、やはり事業者の皆さん、また市民の皆さんからも愛知県と接するということがあって、県外また遠方からの来訪への御不安の声を多く私のほうにも頂きました。もちろん、市役所にも多く寄せられております。何よりも、先ほど申し上げた人の往来を抑えるという観点から、愛知県境のまちといたしまして、この愛知県の制度と、まずは迅速にということで足並みをそろえさせていただいて、生活の維持に必要な業種を除いた市内の店舗や施設の皆様に対して、4月21日から5月6日までの間に休業の要請をさせていただきました。また、これに御協力をいただいた事業者の皆様にも、協力金として50万円を支給させていただくということで、コロナに負けるな！「湖西市新型

「新型コロナウイルス感染症対策協力金」というものを創設させていただきたく、今日、補正予算も御提案をさせていただいているところでございます。

もちろん、中小の商工事業者の皆さん方の資金繰りは、その前から実質、利子補給で無利子化ということで、県の経済変動対策金の利息に対しても湖西市として上乘せをして、ここは事業継続のためにもということで、実質の利子負担がないような政策も打ち出させていただきました。

なかなかどこまでというものが、必要十分かと言われると、どうしても新型コロナの終息の時期がまだ見えないという中で、皆様の御不安の声も多く聞かれております。これで十分かと言われると、もちろん湖西市としても極力手厚く市民の皆様、また事業者の皆様への支援を行ってまいりたいというふうに思っておりますし、この後、先ほど議長、副議長にもお話をさせていただきましたけれども、議会終了後に、湖西市としての新型コロナウイルスの対策本部を今日も開かせていただきまして、5月6日までの緊急事態宣言となっておりますけれども、学校の休校などもその日付に合わせさせていただいてまして、もう愛知県内では5月末までの休校延長を決められたりですとか、様々なところでもこの5月6日の後をにらんだ対策も行われております。

やはりこれは、先ほどの経済対策、事業者支援策もそうですけれども、後出しの、後出しじゃんけんになって後手に回ってはいけませんので、先手で、後ほど皆様にも情報提供させていただきますけれども、学校の休校延長でありますとか、追加の事業者の支援策、先ほどの協力金、今日御提案をさせていただいてますけれども、これではどうしても全業種というわけにはいきませんので、今回の協力金は人の往来を抑えるという主目的での休業補償とセットでの協力金ということでありますけれども、それに当てはまらない業種の方々への特に小規模事業者の皆さんへの、協力金や対象とはならないけれども、売上げが減少している。これはどの業種でも相当多くの声を聞かせていただいております。そちらへの支援策として打ち出させていたいただきたいというふうに考えております。

また、学校の休校延長に加えまして、例えば今、家にいる時間が長くなって、例えば気分転換や生活必需品の買い出しなんかには、買物なんかに行かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、やはりスーパーの中でレジなどの前には位置を、ソーシャルディスタンスをしておられるというのはありますけれども、やはりお総菜のコーナーだとか、そういったところにはどうしても人が集まってしまうということも多くのお声を聞いておりますので、スーパーマーケットや小売業の皆様方にも、お願いという形ではありますけれども、混雑時の入店制限ですとか、こういった少しでも感染の拡大防止を図るようお願いも、後ほど対策本部でもお諮りをさせていただきたいというふうに考えております。様々、これは日々状況が動いておりますので、極力、市としても迅速に先手を打ちながら感染の拡大防止、早期の終息に向けて、対策を打っていきたいというふうに思っております。

また、よく連日報道もされております。国において閣議決定がされ、補正予算もされました全国民の皆さんへの一律10万円支給付金ということがありますけれども、これも今、担当は企画政策課のほうになりますけれども、市民の皆様にも少しでも支給が早くできるように、今、関係の皆さんで不休で対応をいただいております。何とか、システムの改修等々、発想も必要になりますけれども、5月下旬の発送ですとか給付開始を目指して、準備ができ次第、申請書等の関係書類を発送したいというふうに考えておりますので、やはり迅速な事務処理等々が必要になっております。もちろん、補正予算も、市でもお認めいただかないといけませんけれども、そういった専決での対応を含めて、議員の皆様にも様々なこういった新型コロナ早期終息、そして各種の経済対策への御理解を御協力をお願いできればというふうに思っております。

後ほど補正予算等々につきましては提案理由も含めて御説明をさせていただきますので、本日も限られた時間ではありますけれども、御審議をよろしくお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（加藤弘己） 挨拶は終わりました。

午前10時11分 開議

○議長（加藤弘己） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に16番 中村博行君、17番 神谷里枝さんを指名いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長（加藤弘己） 日程第3 議案第32号 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第32号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、湖西市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が令和2年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきますので、ここに御報告し、御承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明させていただきます。

議案書は4ページから、参考資料は3ページからとなります。

条例全体にわたって、法改正に伴う字句等の整理を行っております。それ以外の改正点について御説明をさせていただきます。

第1条中、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正は、扶養親族等申告書の記載内容の変更であり、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合、扶養親族等申告書へその旨の記載を不要とするものであります。

第54条の改正は、固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大であり、調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合には、あらかじめ使用者に通知した上で、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる規定の整備を行うものであります。

第74条の3の改正は、固定資産のうち土地・家屋を現に所有している者の申告の制度化であり、登記簿または土地・家屋課税台帳に登録や登録がされている所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している相続人等に対し、条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、氏名・住所等必要な事項を申告させることができる規定の整備を行うものであります。

第96条の改正は、たばこ税の課税免除手続の簡素化であり、卸売販売業者等が、輸出や輸出業者に対する売渡しの際に課税免除の適用を受けようとする場合、免除事由に該当する証明書類の保存を前提に、申告書へ証明書類の添付を不要とするものであります。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長であり、適用期限を令和3年度から令和6年度まで延長をするものであります。

附則第18条の2の改正は、長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の延長であり、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の適用期限を令和2年度から令和5年度までに延長するものであります。

附則第1条は、条例の施行日を令和2年4月1日からとするものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置を規定するものであります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものであります。

第4条から第7条までは元号の改元に対応するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第32号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第32号は原案のとおり承認されました。

○議長（加藤弘己） 日程第4 議案第33号 湖西

市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第33号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布をされたことに伴い、湖西市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が、令和2年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきますので、ここに御報告し、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、法改正の伴う項ずれの補正と元号の改元の対応でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第33号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第33号は原案のとおり承認されました。

○議長（加藤弘己） 日程第5 議案第34号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第34号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が令和2年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告し、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容は、地方税法施行令のとおり、基礎課税分の課税限度額を61万円から63万円に引き上げ、介護納付金分の課税限度額を16万円から17万円に引き上げるもの及び国民健康保険税の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の対象要件を緩和し、対象世帯を拡大するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸です。

今、御提案がありました議案第34号なんですけれども、基礎課税限度額を61万円から63万円引き上げたりだとかということなんですけれども、これは市

民に対してどの程度の影響があるのか。先ほど説明があったように、軽減の世帯に緩和措置というふうには理解をするんですけども、それがどれくらい市民に影響があるのかという、もう少しちょっと丁寧な御説明をいただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

限度額が改正されたことによりまして、令和2年2月29日時点での加入状況で試算をしましたところ、99世帯の方に影響が出まして、249万円の税額が増加する、上がるということになる見込みでございます。これは、所得が多い方からはしっかり納めていただくというような改正というふうになります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 説明書の中に、2割・5割の軽減の世帯を拡充ということなんですけれども、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

軽減のほうにつきましては、先ほど言いましたように2月29日時点での試算でございますが、合計で35世帯、158万円の税収が減額になるという見込みでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） おおむね理解しました。終わります。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第34号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第34号は原案のとおり承認されました。

○議長（加藤弘己） 日程第6 議案第35号 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第35号につきまして御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、国の全額財政支援により、国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、または新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった給与所得者へ、その日数に応じて傷病手当金を支給するため、本条例を改正するものでございます。

附則といたしまして、施行日を公布の日とし、傷病手当金の支給を始める日の適用期間を、令和2年1月1日から規則で定める日までとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第35号について質問させていただきます。

ただいま補足の説明がございましたけども、これが傷病手当の支給適用を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合となっ

ております。この規則で定める日とは、決まっているのでしょうか。お願いします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

令和2年の9月30日でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） では、規則で定める日という、適用されるのが令和2年1月1日から令和2年9月30日までという、こういった周知はされてるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

今日、承認を頂いて、これから周知をしていくということになります。また、この終息がいつになるかというのが分かりませんので、それによっては規則をまた日付を変えるということは想定はしております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方はございませんか。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。

今、先輩議員のほうから質疑がありましたけども、少し、もう少し詳しく教えていただきたいんですけども、国保の傷病手当というのは余り聞き慣れないものですから、どういったような形で申請すればいいのかと、それから、これから告知ということだったんですけども、なかなかこの今、国の制度で雇用調整助成金の申請ですとかそういう制度をまだよく分からないよというような事業者さん等々が散見されるということなものですから、その告知の方法についても少しお話いただければと思います。お願いします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えします。

今、議員おっしゃるとおり、傷病手当金というのは、国保の制度の上においては、任意で給付ができるというような制度はあるんですが、今まで全国でこの制度を使って任意で給付してるというところはありません。

今回、国のほうからは新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策という中で、財源を国で全て持つということで、国民健康保険、それから後期高齢者医療、そちらのほうにもこういった傷病手当金を設けてくださいというようなお願いの文書がございました。これは、国内で感染拡大の防止をするというのが一番の目的でありまして、国保の中でお勤めをしているという人はそんなに多くないのですが、自営の方とかそういった方はいらっしゃるんですけど、会社に勤めていて、パートの方とかアルバイトの方が多のかなというふうに想定しておりますが、そういった方が感染の予防のために休んで給料がもらえない場合に、その手当を4日目からしようというものでございます。手当としては3分の2を日数に応じて支給をするというような内容になっております。

これから広報こさいですとか市役所だより、ウェブサイト、それからSNS等で告知を、広報をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ありがとうございます。基本的には保険加入者が申請をするということで理解をするわけなんですけれども、これは業種にかかわらず、農業従事者さんでも雇用されてる方がいらっしゃるだとかという、そういう業種にもかかわらず、とにかく国保に加入の方で給与所得者が対象になるということで、対象についてはそういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

被保険者のうちの被用者ということになりますので、農業の仕事であって給料をもらってる方というのも対象になってきます。

先ほど少し説明不足してたかもしれませんが、本

人に申請をしてもらうということになりますが、本人の申請について、それに事業者から、本来何日間お勤めをする予定だったのだけ何日休んだよという証明ですとか、これはコロナウイルスに感染しただけではなくて、感染が疑われた場合にお休みをしたといった方も対象になりますので、お医者さんのほうに、医療機関のほうの証明というものも必要で、3点セットといいますか、本人からと、それに添付した事業主さん、医療機関からの書類が必要というふうになっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） よく分かりました。ありがとうございました。終わります。

○議長（加藤弘己） ほかに質問ある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第35号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第7 議案第36号 湖西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求め

ます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第36号につきまして御説明を申し上げます。

後期高齢者医療の保険者である静岡県後期高齢者医療広域連合が、被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染し、または新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかつた給与所得者へ、傷病手当金を支給する改正条例を令和2年4月21日に公布したことに伴い、湖西市での申請受付を可能とするため、本条例を改正するものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質問のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第36号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第8 議案第37号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第37号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3万8,000円を増額し、総額を219億1,003万8,000円にしようとするものでございます。

歳出の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、何よりも、先ほども申し上げましたけれども、何よりも人の往来を抑える。この件に関しましては愛知県、例えば豊橋市のお店は閉まっているけれども湖西市のお店は営業している、開いているというような事態を防ぎ、人の往来を極力抑えて、早期の終息を図るというものでございまして、湖西市の要請に応じて休業等、これは時間短縮営業等も含みますけれども、休業等に全面的に御協力をいただいた中小の事業者さんに対して、協力金を交付するための事業費を計上するものでございます。

具体的には、隣接する愛知県が4月16日に休業要請とセットで協力金というものを打ち出されて、翌17日に愛知県内の市町村に通知をされたということを受けまして、愛知県境であります湖西市においても、4月20日に要請をし、4月21日から5月6日までの休業及び営業時間の短縮へ御協力をいただいている中小の事業者の皆さんに対して、50万円の協力金を交付するための補助金等1億5,003万8,000円を計上するものでございます。

また、日々取り巻く環境が変化をしている新型コロナウイルス感染症への対策等に備えて、予備費5,000万円を増額させていただくものでございます。

なお、財源につきましては財政調整基金繰入金を増額し、対応するものでございます。

加えて、これ自体は事業者の支援というものよりも、繰り返しになりますけれども、人の往来を迅速に抑えるということが主目的であるということをお理解いただいて、事業者の支援につきましては、また後ほどありますけれども、追加の支援策を考えているものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質問のある方はございませんか。
9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番(楠 浩幸) 9番 楠 浩幸でございます。
度々すみません。

議案第37号なんですけれども、1億5,000万円の
予算を計上されるわけなんですけれども、この1億
5,000万円の算出根拠をお伺いしたいんですね。先
ほど冒頭、市長のほうから市民の声を反映してとい
うようなことございましたけれども、ヒアリング等
のエビデンスがあれば教えていただきたいと思いま
す。

○議長(加藤弘己) 産業部長。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長(山本信治) お答えいたします。

平成28年度実施しました経済センサスのデータ
もとにしまして、対象となる事業者の数が655件と
算出しております。そのうちの300件が対象とな
るということの判断のもとにしまして、そこから50
万円、300件掛ける50万円ということで1億5,000万
円の算出のほうしております。

特にそれについての調査等、具体的にはしており
ません。以上でございます。

○議長(加藤弘己) 市長。どうぞ。

○市長(影山剛士) すみません、補足としてお答
え申し上げますけれども、16日だったか17日だっ
たかに知らされてから、この対象件数というのは、ど
うしても僕も分からないので、センサスから拾って
もらいましたけれども、そのうちどれぐらいが、対
象件数というのもこういったもので打ち出しできま
すけれども、どれぐらいの手が挙がるかというのは
非常に難しいと思いました。なので、金曜日だっ
たか土曜日だったか、愛知県的首長さんにお電話で聞
きまして、大体半分だとか、6割と言ってらっしゃ
る方もいましたし、もうちょっと少ないと、これは
市町村の規模にもよりけりなので、あと、お店の業
態にもよりけりだと思っておりますので、そこはなかな
か予測は難しいのですけれども、その中の愛知県の市
町村の首長さんの御意見をもとに、ざっくりと半分
程度。どこも多かれ少なかれそれぐらいの積算だと

聞きましたけれども、その愛知県内の市町村を参考
にさせていただきました。以上です。

○議長(加藤弘己) 9番 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 近隣で、とりわけ愛知県の数
値を参考にされたということで理解をいたしました。

今御説明あったように、告知から休業までの期間
が非常に短い中の休業の対応を事業者さんにお願
いをしているわけなんですけれども、急に言われて
もあしたからという、猶予の期間のようなものは、
少し弾力的に頂くことはできるのでしょうか。その
あたりをもう少しちょっとお聞かせいただければと
思います。

○議長(加藤弘己) 市長。

○市長(影山剛士) お答え申し上げます。

おっしゃるとおりだと思いますし、もちろん、今
言っただけというのは、様々な準備だとか取引先さ
んのお話だとかがあるかということ、当然これ
も考慮させていただいて、しかしながら何よりも、
人の往来を抑えるためには早期の休業だとか時間短
縮が効果があることは間違いないので、やはりそこ
は何かしらの休業に向けての準備だとか行動を起こ
していただいておりますよということ、我々も協力金
を支給させていただくからには何かしらの証拠とい
うのかエビデンスというのか、そこは求めざるを得
ませんけれども、そこは弾力的にどういったことを
やられておりましたか、こういうことをその当日な
り21日はやりましたとか、そこは今議員おっしゃ
る弾力的にというか、柔軟に、その申請はこれから
始まりますので、その中で対応させていただきたい
というふうに考えております。

あくまでも迅速にこれは休業要請をするというこ
とが、まずの目的でしたので、そこを優先した上で、
後ほどの協力金の支給実務の中で、そこはそれぞれの
御事情に応じて、柔軟というか弾力的に対応させ
ていただくつもりでございます。以上です。

○議長(加藤弘己) 9番 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 少し安心をいたしました。

今、市長の答弁にもありましたように、やはり業
態によって状況がかなり違うと思うんですね。もっ
と言えば平成28年から業種も業態も変わってきてい

るという中で、やはりしっかりとこの機会に現場の業態をしっかりとヒアリング等々していただきながら、把握をしていただきたいというふうに思います。そこらはいかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

おっしゃるとおりだと思いますし、今回も当然金曜日の通知というか、愛知県の通知ですけれども、を頂いて、当然これは、愛知県はもう17日というか、そこから始まってますので、できればそこからやりたかったのですけれども、やはり行政範囲が違うということと、湖西市内の事業者はどうだろうかということが当然考慮に当たってきますので、大変恐縮ですけれども、週末を使って商工会さんだとか、もちろんそういった個別、個人の事業所さんだとか、様々なそこはこういったやり方に関してヒアリングというか御意見はできる限り聞かせていただきました。

もちろん、様々なお声があつて、これでいいのかとか、もっと広げるべき、もっと逆に狭めるべきとか、そこは何度も言うようですけど、どちらの御議論もありますし、そこはできる限りお声を聞かせていただきながら、今はやはり追加の、これで足りるのか足りないのかとか、愛知県内、全国見ても、愛知県でも豊橋市とか犬山市だとか、あとは全国見ても金沢市だとか、様々な市町村でこれに似たようなもの、また独自のもの、様々な政策をとっておられますので、そこは、これを出した後も本当にたくさんのお声も頂いてますし、こちらから商工会だとか個人事業主さんだとか、そこは聞かせていただいておりますので、極力、どこまで反映できるかは、当然ながら裏返って財政事情、これはどこより打ち出の小づちがあるわけではないので、財政調整基金の取崩しということになりましたけれども、これも湖西市はほかの市町村に比べて大分今積んではきましたけれども、まだまだ少ない状況にもありますので、その財政状況も見ながら、できる限りの今回の支援策、そして追加の支援策、また今回はこれ、商業とかサービス業、第三次産業を対象とさせていただいてますけれども、これから製造業とかそちらのほ

う、当然これよりも効いてくるというお声もありますし、来年度の税収もしくは今年の還付金も含めた対応が迫られますので、そういった非常に厳しい財政状況も考えながら、その中で何とか事業者さんをごといった形で支援できるかというのは、不断にお声を聞きながらやっていきたいと引き続き思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 御答弁ありがとうございます。しっかり現場見ていただいているということなので、さらに、ただ、先ほど市長も何度もおっしゃったように、今回の補正が経済対策ではないということと、どうも市民の方がちょっと取り違えてる方も散見されてまして、私のところにも何件か相談がございましたけれども、そこをしっかりとらたていただきながら、早急に経済対策のほうも検討いただきたいというふうに思います。よろしく願います。それでは以上で終わります。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方はございませんか。それでは、10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。日々の対策、本当に市職員の皆様、お疲れさまでございます。

市民の皆さんからも、次々といろいろな施策が報道されて、すごいねという声を聞く半面、今、結果として打ち出されております。やはり湖西市は感染者を出してない、自分が一番の感染者になりたくないねという声がどこでも聞かれて、スーパーでは手洗いの石けんすらなくなっているような、そんなときもありました。

そこで言われてたのは、SNSなんかで発信してたのは、飲食店の店主さんが本来お客さんが来るとうれしいと思うんだけど、おかしいけれども、自分が今ここで食事をして大丈夫なのかなと思いつつながら食事をつくって提供する飲食店の店主さんのSNSがあったんですね。私もリツイートして。そういう方にとっては今回やはり打ち出してもらったことはよかったかなとは思いますが、もちろん、これは賛成のこと、対策は豊橋市に並んでというのはよかった、

ありがたいと思ってます。それとか、とにかく愛知県に属するナンバーの車のナンバーが海釣り公園の駐車場にとまっているとか、喫茶店にとまっている、パチンコ屋にとまっている、愛知県で休業されてる業種が湖西市になだれ込んでいるという声も、市長や市役所の皆さん同様、私も聞いていて、その対策として豊橋市に並んでというのは、本当によく分かって、ありがたい対策で、市民も喜んでいるんですが、愛知県に並び、豊橋市に並びという声がたくさん市長から聞こえたんですが、協力金について、50万円というのは、静岡県内ですと、4月24日現在での協力金を見ますと、30万円のところが多いわけなんです。静岡新聞の4月25日付の紙面を見ますとね。それについて、よく私たちが一般質問でいろいろな施策をお願いすると、近隣市町に並んでとか、状況を見てとって、まず1点目として、50万円とした理由をお聞かせください。

○議長（加藤弘己） 市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

今回の主目的は、まずは、もともとの経済対策も含めて、当然湖西市でも何ができるというのは考えている中で、4月16日、17日というか、愛知県の政策が打ち出されました。そこで打ち出されたのが50万円の協力金とセットでの休業要請といいますか、協力金という形ですので、そこに、さっき議員もおっしゃったとおり、愛知県だとかほかからの流入を防ぐというところでは、豊橋市でお店が閉まってる、田原市でも豊川市でもいいですけども、そこは夜閉まってるけれども湖西市のお店はやってるからそこに行こうぜというような、夜のお店だけではなくて、実は昼の運動公園とかも同じような事例はありましたけれども、そういった人の往来を抑えるためには、混乱を招かないためには、愛知県の制度と足並みをそろえようというのが、この17日とか18日の判断でした。

そこがあって、今おっしゃるとおり、静岡県内を見ても、30万円だったか、多いのはそれぐらいだと記憶してますけれども、これは失礼ながら、さっきも言ったとおり、そのときに打ち出した時点で、

静岡県なりの支援というのは全くされてなかったの、副市長を通じて県に聞いてもらったら、何か今週いっぱい制度設計しますみたいな悠長なことをおっしゃってたので、県が。さすがにそれは待たられないということで、もう最後は県の補助もないかもしれないけれども、そこはそういった覚悟を決めて、愛知県と並びでやろうということが迅速な対応として打ち出させていただきました。そして、後で県が3分の1から2分の1に補助率を上げて、かつ上限20万円というのを打ち出して、言葉は悪いですけども、後出しじゃんけんの中で各市町村が20万円とか30万円を打ち出したというふうに、実態としては思っています、逆に湖西市、あと御殿場市とか東部のほうで先に打ち出されたところがありますけれども、そのほうが基本的には、伊豆市とか西伊豆町だったと思いますけれども、基本的にそちらのほうが手厚いといいますか、独自の政策として、湖西も含めて、金額は打ち出していると。湖西が独自というか、とにかく、言い方がいかに分かりませんが、愛知県湖西市だったという前提のもとに、今回は足並みをそろえさせていただきましたので、そのように御理解をいただければと思っています。以上です。

○議長（加藤弘己） 10番 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 県の協力金を受け付けて湖西市は実施するという事なんですけど、50万円、1件に、それで県から20万円もらって、その差が30万円、その半分を、昨日全協のときの資料の一番下のほうにありましたけど、その半分をまた県が支援してくれるということですか。全然違いますか。結局その50万円の中に20万円が入るという理解はよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） 基本的に今議員おっしゃるとおりで、もらう側からしたら50万円なんです。50万円の中に、多分県は上限20万円。2分の1、上限20万円なので、結局は50万円の中で県が20万円出してくれたら、市としての負担は30万円になると思っています。静岡県の制度としたら。これが愛知県の場合には、まず50万円だと打ち出して、全市町村25

万円と25万円だということで、湖西市も同様の制度になるといいなと思って県に要望させていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 10番 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。すみません。2分の1が15万円で済むのかななんて思ってしまったり。分かりました。30万円、市の負担で、50万円1業種に協力金を支給するというのと、なぜ50万円かというのもよく分かりました。

そして、もちろん金額は他市を見てというよりは、本当に手厚いほうがもちろんいいわけですけども、ただ、財政状況というか、そこら辺は常々言われていることですので、ちょっと思ったところでありませぬ。

それと、冒頭にこれが十分な施策だとは思ってないということとか、昨日の全協などでも、ほかの業種のことを今検討しているというお話がありましたけれども、そこら辺は今、検討している内容というのはお聞かせいただけるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

まだ対策本部にかけての決定ということにはなりませんけれども、おっしゃるとおり、さっきほかの議員もおっしゃいましたけれども、今回の補正での50万円という協力金というのは、主目的というか、まずは人の往来を抑えるための休業に対する協力金であって、いわゆる事業者の経済対策的な支援にももちろんなるとは思ってますけれども、主目的は人の往来を抑える、感染拡大防止だということをまず御理解いただいて、しかしながら、当然ながらそれは、さっきもありましたとおり、事業者の方からしたら、これは今回の制度がどこに基準を置くかというのと、愛知県の基準を置いたために、当然その中でもらえる方、もらえない方は、現実的に出てきます。それで、両方の御意見はありましたけれども、その中でもやはり多い、商工会の方からもそうですし、個人事業主の方からもありましたけれども、その中で売上げはやはり減っていると。さっき議員もおっしゃった、お客さんが減っているのは当然だと思います。人の往来を抑えていただいているので。その

中で今度は50万円の協力金の対象にならないけれども、いわゆる売上げの減少に対して、どういった支援ができるかということを考えさせていただいて、これはまずは50万円の協力金の対象でない方々というふうに対象者を絞って、それがかつ売上げが減少しているという一定の基準がありますので、そういった方々に今度は、今名称としてはやはりそういった例えば小売業、よく来たのは、飲食店ももちろんそうですけれども、飲食店以外に床屋さんとかアパレル、服飾業とか、接骨院とか、そういったいわゆる個人事業主の方々のお声も非常に多かったですし、全部かどうか、ちょっとそこは際限がありませんけれども、極力そういった方々に対しての支援ができればということ、ターゲットを絞って、今回は小規模事業者さんに対して、売上げの減少に応えるべく支援金を支給させていただくということを考えております。

一つだけ。昨日、国の補正が通って、持続化給付金、中小企業庁の持続化給付金の場合には、売上げが50%以上減った場合には、50%って相当だと思いますので、そこは100万円か200万円か、状況に応じてだと思いますけれども、その支給はされると。国の支給、我々としては本当にそちらに、ぜひ国にお願いしたいと思っておりますけれども、国の補償からも外れてしまう。要は50%までは行ってない方。だからどこからも今はいわゆるそういった売上げ減少に対しての支援がされてない方に、ターゲットを当てて支援をさせていただきたいというふうを考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 10番 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 私も美容室とか個人事業主の方から相談を受けて、持続化給付金の規模が、個人事業主なので、払わなくてもいいお金ってないかねという相談から、要は借りれば返さなくてはいけない。もらえるお金は1人10万円のもの、特別、今度の給付金と、それと持続化給付金の50%減だよと言ったら、とても50%は減ってはいないというところで、でも本当に苦しいというか、親族であっても給料を払って、従業員を雇ってるから、とても支えられないというようなお声は聞いてますので、本当に

ありがとうございます。大変な作業かと思いきやけれども、また対策を練っていただきたいと思います。

そしてこれは、今回の期間が5月6日までということなので、延長という、この休業及び時短のそういう人の往来、一応ゴールデンウィークに人の往来を抑えるという意味合いなんだとは思いますが、さらに続けて必要だという延長というのはありますかね。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

今の緊急事態宣言がいつまでかというのは、なかなかこれは判断が、国のほうでももちろんされますけれども、非常に難しいとは思っております。しかしながら、仮に延長があったとしても、今議員おっしゃるとおり、今回の休業要請と協力金というのは、ゴールデンウィークまでの間で人の往来を8割とか抑えようというものですし、仮にこれが延長されたとしても、休業を延長いただきましたから、また50万なのか幾らなのかというのは、市の財政では無理です。正直。到底無理ですので、そこは全額、国だとかそちらのほうで面倒見ていただきたいと現時点では思っていますし、そこは正直、湖西市だけの問題でもありませんので、できる限りこういった緊急事態への財政的な支援も行いたいと思っておりますけれども、子育て支援だとか福祉とか医療とか環境、インフラ整備みたいな通常の市民行政サービスが滞ってしまえば、これは非常にそこのバランスは考えないといけないと思っておりますので、現時点では5月6日までの今回の協力金に関しては考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 10番 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

○議長（加藤弘己） 質疑の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。11時20分再開したいと思います。

それから、質問は簡潔にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく。当然、答弁も簡潔にお願いいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（加藤弘己） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

質疑を続けます。ほかに質疑のある方はございませんか。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝でございます。議案第37号について質疑させていただきます。

まず今、さきにお二方の質問がありまして、重複しないようにしたいなと思っておりますが、余りにも市民からいろいろな反響もありまして、自分も聞きたいことがいっぱいありますので、重複したら申し訳ないと思います。

まずはこの協力金のことを打ち出す時点で、本当先ほどから市長が説明されてますように、私たちがしましたら、4月20日のマスコミ発表、21日に新聞に掲載されました。もうマスコミ発表の時点から市民から問合せがあって、これはどういうこと、どういう対象でもらえるのと言われても、私たち、細かいことが分かっていないので説明できない経緯もありました。

そういった中、もう4月21日には、ちょっと新居の商工会のほうは分からないのですが、湖西の商工会員の商業部会だと思っておりますが、商工会より重要という判を押した封書で、湖西のホームページに掲載されている内容が送付されてきたと。送付されてくると、何か皆さん取りあえず経済対策でないよといいながらも、こんな小さな湖西市の中で、小売店さん等いろいろまた飲食関係の皆さんも苦慮されているところなので、皆さん本当に、おっと思っといういろいろ問合せをされたと思っておりますが、ほとんどの方が対象にならないというほうが多いのではないかと。そういうことでは湖西市の中でも不公平感というのが漂っているように感じております。

そこで、先ほど来、市長の答弁で、愛知県に準じて人の往来を防ぐことが先決ということで急遽打ち出したということでありまして。愛知県とまず湖西市では、住んでいる住環境、それから経済状況も大きく違うと思います。愛知県のほうは休業要請と時間

短縮要請というので分けて出しておりまして、湖西市もそういった資料が配布されております。

そういった中で、湖西市が休業要請をした件数、時短を要請した件数、そういったものがなければ積算根拠が成り立たないと思います。時間短縮を要請したというのは、午後8時以降から早朝5時まで営業しているお店が時間短縮をした場合に16日間ですか、16日間協力をすれば、50万円出しますよということでしたけども、そこも含めまして、湖西市の中でそういった、今言いました8時から早朝5時まで営業していた飲食店など、何店ぐらいあったんですか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

店舗数はちょっと僕の手元にないので、後でと思えますけれども、まずちょっと、愛知県と環境が違うというのが、ややこちらの感覚からは、正直、豊橋市だとか田原市、豊川市、新城市なんかは生活圏として、新所原とかそういったところには訪れる方も多いため、そこは生活圏として一体だと。夜の飲食もそうだと思いますけれども、そこを一体として考えて、愛知県方面なりからの流入を抑えるというのが今回の人の往来を抑える主目的だということをまず御理解をいただければと思っております。それが50万円なのか幾らなのかというのは、もちろんそれは湖西市だったり、豊橋市だったり、田原市だったり、もしくは静岡県内、環境の違い、飲食店数の違いはあるかもしれませんが、いずれにしてもそれはどこかで線を引かなければなりませんので、今回は一刻も早く人の往来を抑えるという主目的が、混乱を招かないように愛知県と合わせると、全ての制度をです、先ほどの休業要請、また時間短縮要請というものをさせていただきました。

その中で要請先が幾つあるかというのは、どっちにしても経済センサスなどで、実施店舗数はまた実際のこれからの申請になろうかと思えますけれども、その中で幾らになるか、何店舗になるのかということは判明してこようかというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 市のホームページで休業等協力要請についてという資料見ましても、例えば休業による協力を要請する施設で、これ、愛知県のをそのまま引用したんだと思いますが、いいですか、遊興施設等、例えば内訳、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、それから個室つき浴場等にかかる公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場云々と書いてありますね。そうしますと、まずこういったものが湖西市の中にどれだけ休業要請で対応するところがあるのかなという、まずそういうところから印象が余りよくはなかったんじゃないかと思えます。

本当に先ほどから、人の往来を早急に止めなければならない、なので愛知県のもを引用しているということを再三再四おっしゃっていますけども、この辺について、もう少し市内で検討して、湖西市に該当するところ、湖西市に存在しているところに休業要請をかけるというようなことは、課内かどうか、市内等で検討材料として挙がらなかったんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

今のホームページとか、おっしゃるとおり、湖西市内に存在しないと思われる施設というのは、当然数多くあるかと思います。そこでそれは当然議論も週末にさせていただく中で、出し方として、しかしながら愛知県なり、愛知県内の市町村と同じように出すということでない、そこから抜け落ちてしまつては、仮に後から対象だとか対象先が違うという混乱を避けるために、今回の愛知県での対象施設といえますか、時短も含めてですけれども、対象する施設というものは一覧で出させていただきました。

そして、今議員のおっしゃるような対象とならない、もしくは存在しない施設というのは、当然あるだろうという議論の中で、注意書きを一番上に持ってきて、これは愛知県の基準を引っ張ってきているので、湖西市内に存在しない施設があるということに注意書きで、上のほうに書かせていただいて、そうしないと、これはもう見る人によっての受け止め

方なので、恐縮ですけれども、まずは穴がないような形で休業・時短要請をさせていただくと。その中で我々としては、協力いただいた方に協力金を支払おうというスタンスで、週末に、庁内また商工会だとか、そういった様々なところにも連絡させていただきながら、早急に紙を作って、お持ちさせていただきましたが、議長とかも含めてですけれども、そこにはそういったお話をさせていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） では、商工会から発送する手紙に当たって、問合せが産業振興課になっています。そこら辺は産業振興課のほうも納得された上といたしますか、どこに出る、いかないというの承知をした上で、一応商業関係のお店には全部郵送、2回届きましたね、重要と押した判こが、2回ぐらい来たんですかね。面積が削減になったので、また変わりましたよというので、2回ぐらい行ってるんですけども、その辺、産業振興課のほう、部長にお聞きします。その辺、しっかり商工会さんと、また、ちょっと話それて申し訳ないですけども、金融対策のほうで銀行さんに問い合わせてくださいというのがありましたね、申込みは。その辺も金融機関としっかり打合せができていたのかどうかというのも疑問です。それについては今ここでお聞きしませんが、まず、こういった手紙が湖西市内の商業施設関係に郵送されるということでは、承知はしていたということよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えします。

承知の上で、商工会のほうに御依頼をいたしました、各関係者の方に文書のほう送達させていただきました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今、市長が愛知県にいつているのでというのが、ほかの資料があれば分かりませんが、ちょっとどこかで見たような気もするんですが、今見ている限りではちょっと散見することができないかなと思います。

そういった中で、今県のほうも確かに後出しじゃ

んけん云々とありましたが、逆に県のほうも賢く市町から声が上がってくれば県で全部持たなくてもというもろみがあったのかもしれませんが、それはそれで手腕だと思っております。

こういった中で、営業時間の短縮による協力要請する施設、湖西市の中で、ここまだ調査できて、お答えは頂けないですか。営業時間の短縮による協力を要請する施設というのは、湖西市の中で、それにここに該当するのは何件ぐらいを想定していたのか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、平成28年度の経済センサスのデータをもとにしておりますが、宿泊、飲食業サービス、236件の中で対象事業所が出てくるということで認識をしております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 昨日の全協でも236件のうちの宿泊施設が18件ということでお伺いして、その中で飲食関係が218件といたしますと、この飲食関係のお店が皆さん、20時以降、早朝5時まで営業していたということで、この協力金を出しますよということ提案されてるんでしょうか。そこまで実態調査をされましたか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） いかんせん、急でございましたので、そこまでの実態調査のほうはされておりません。先ほど議員がおっしゃいました220件程度の事業所が基本的に全て対象になる可能性があるよということの前提、思いの中で、一応計算のほうはさせていただいております。結果として、先ほど、さきの議員の中でトータルの数字はその中の50%程度のほう想定をさせていただくという形で計算をさせていただいております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ここでこういった線引きをしたものですから、今市民の中でもいろいろな不安感といいますか、疑問も生じているのではないかなと思います。

そういった中で、御殿場市さんなんかは30万円するといっても、条件をつけていました。市内に本社がないと駄目ですよ、面積云々とか。湖西市はそれも全く、とにかく急を要する、愛知県がそういう条件だから、湖西市は検討しなかったんでしょうか。本店がなくても、全て出していくという、そういう考えだったんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

御殿場市だとか西伊豆町、また伊豆市でしたか、そういった例も承知しております。そこはやはり置かれている環境も違うと思ってましたので、今回の人の往来を抑えるという観点で愛知県と並んだ措置をするという観点からは、市内の本社があるなしというのは、やはり例えば既に個別の飲食店なんかはチェーン店などでも休業を始めておられるところもいらっしゃいましたので、そういうところは区別なく今回は、繰り返しですけど、どこかで線は引かなければならないのであって、その中での判断をさせていただきました。もちろん週末に、20日の前に商工会さんなどと意見交換させていただいてる中では、これとは対象にならない、当然ながら20時まで営業していない、昼間だけのお菓子屋さんとか、飲食でもパン屋さんとか、そういったところからの声は上がってくるので、そこに関しては今回の対象には当然できないけれども、その次の、今考えている経済対策というか、事業支援の中で何ができるかは考えていきたいと思いますという意見交換はさせていただきましたので、今回ののは、まずは愛知県並びでという前提で21日に出させていただきますということを御理解いただければと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 商工会さんといろいろ打合せをされたということですけども、新居町の商工会さんはたしか意見書といいますか、要望書というのを提出されている記事が新聞に載ってましたけども、湖西市商工会のほうの動きはよく見えませんが、突然4月21日ぐらいに手紙が送付されてきて、皆さんが大慌てになっているというのが現状かと思えます。

一方的に説明をして、相手側の意見に云々という辺がちよっと希薄だったのではないのかなということも推測できますが、これに関してはお答えは要りません。

県のほうが20万円出しますよと方針転換をしました。そして、今日の新聞に、浜松市も県が方針を転換したので、休業要請の拡大を図る。そしてまた条件というのも新聞に今日発表されていまして。そこら辺、どう思いますか。一旦もうこれだけやると言い切っちゃってるので、今さら湖西市は見直さないといえますか、もうとにかく今提示している条件でとにかく走っていくというお考えなんですか。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

すみません、ちょっと、どこを見直すべきかどうかというのが、今だと具体的でないで分かりませんが、愛知県の足並みをそろえるというところの基本スタンスは変わらずに、何かもっと県の方針でこうだというのがあれば、変えるべきところを変えたいと思っておりますけれども、ちょっとすみません、今日の変えたという事実を承知していないので、何が変わったのかをぜひ、今でも、後でも、御教授を頂ければ。多分、財政的なものは変わってないと思いますし、相当、副市長から県のほうには要請というか、お願い、プレッシャーというか、財政部局にもしていただきましたので、県のほうも財政的には当初よりも大分お応えいただいたというふうに承知しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 県ではなくて、浜松市です。休業要請を拡大しましたよとかというのが、今日新聞に載ってたんですね。条件もこういう条件ですよというのが載ってたので、私は、本当にこれからまだ申請をして、実際にこの協力金が支給されるのがいつというのも余り明確になっていないですよと解釈してるんですけども、ちょっとここで質問の内容変えます。

まずこの協力金支給に当たって、要綱みたいなものはあるんでしょうか。今公表されているのが要綱

として解釈するのでしょうか。どのように捉えたらいいのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

今ウェブページに載ってるものが、まず基本的な要綱として考えていただければ結構でございますが、その中だけですと足りない部分があるかと思えます。今、今月末までに何とか詳細の申請書の類い等もウェブサイトのほうにアップできればというふうに今考えて動いておるところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） おおむね、ほとんどの内容があのホームページ等に載っているのが、言ってみれば協力金支給要綱だよと、そこは確認できました。ありがとうございます。

あと、財源についてですけども、財政調整基金を取り崩して使うよという今の説明状況にあると思いますが、この協力金については、国のほうでは地方創生臨時交付金を協力金に充ててもいいよというふうになっています。その中には交付金の上限の算出方法等も掲載されているわけですけども、現時点、とにかく人の往来を止めなくてはいけないということで、湖西市はその辺の財源確保についても、とにかく財政調整基金で取りあえずは賄いましょうという考え方で進んできたのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

もちろん、市の単独事業というか、何かが来ると、全く分からない状況の中でしたので、そこは財政調整基金の取崩しをした上で、国の、今おっしゃった1兆円の交付金、これは正直、市長会で話す限りでは、もうほとんど当てにできないと。人口なのか、感染者数なのか、国全体で1兆円ですので、ありがたいですけども、もちろん、充てられるものは充てていきたいというふうに考えておりますが、財政調整基金をまずは取り崩した上で、そして県だとか、県の今回の2分の1なり20万円の支援措置、また国の交付金、さらにはやはり国、最後は赤字国債を発行できるのは国しかありませんから、市としては借

金の限度額が限られてしまっているの、そちらに求めざるを得ませんけれども、取り急ぎのこういった補正予算という中では財源をどこかに求めなければなりませんので、今回の市としては財政調整基金を組み入れた上で、後ほどそういった県だとか国の交付金を充てたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今市長からありましたように、交付上限限度額というのは人口、新型コロナウイルスの感染状況、それから国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定。こういった内容が30日に閣議決定されてくるのではないのですか。国のことまでは分からないかもしれません。県議会も今日やっていますね。そこで多分こういった補正が計上されてくるのではないかなと思うんですけども、とにかくそういった国・県の動きも議決等も待たずに、とにかく湖西市は人の往来を食い止めるために、申し訳ないですが、見切り発車をしなければ致し方ないという、もう本当にこれは市長権限で動いてきていることなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

見切り発車と言われるか、それはあえて別に、覚悟の上ですけども、これを見た17日だったかの時点では、やはり国がいつ議決するだとか、県がそこでどれだけ出すとかというのは全く分からない中で、例えば、今日28日だとか30日を待つと、連休までにこの人の往来だとか8割減だとか、感染数拡大を止めようという中で、さすがにそこを待っては後手にあるというのは、遅くて怒られるよりは、早くやって、それに対してまだこういうのが足りない、もしくはこうだという意見を、今もそうですけれども、頂いたほうが、僕としてはありがたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 先に情報発信をして、後から意見を頂いて、また検討していけばということでございます。

そういった中で、協力金の支給についてという手

紙の中で、留意点として本協力金は補正予算が湖西市議会で可決された場合に実施するものとしますと記載されております。例えば、今私たちがこうして、例えば飲食業界の中でも公平性を保つために、県、私が調べた限りでは、県は休業要請しかしていないのかなという解釈を持っています。時間短縮要請しているように、何かちょっとほかの市町の資料を見ても読み取れないんですけども、ここで私たちがいろいろ質問をして、それに対して変える気も、あるんですか、ないですか。いかがですか。だって議会で可決されたら実施します。ここは結構市民の皆さんもいろいろ見落としている方もいらっしゃって、何だね、まだ議会諮ってないのかねと言われたこともあります、事実。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

湖西市に限らず、これは愛知県とかどの市町村もやっておられたと思うんですけども、そこはもちろん、補正予算とか、予算なり、条例なり、全ては議会の議決を頂かないといけませんので、その御議決には従いたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。時間が短いので、よろしく願います。

○17番（神谷里枝） はい、知ってます。ではちょっと切り替えます。

例えば、愛知県の往来が多いというと、湖西市内の中ではぱっと思い浮かべるのが道の駅です。道の駅は営業時間短縮、こういった協力金の対象になりますか。ならないと思うんですけど、いかがですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 産業部長がお答えします。

対象にはならないというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） では、この趣旨の人の往来を阻止して感染拡大を防ぐということと比較してみても、どのように解釈されてますか。私が実際に道の駅行ったときも、愛知県ナンバーの車がたくさんとまってきました。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

道の駅、僕も何度も、この一、二週間で行かせていただきましたけれども、愛知県ナンバーも多いですし、それに加えて関西だとか関東ナンバーも多くいらっしゃった。もちろん地元のナンバーもですけども、いらっしゃった印象があります。

人の往来は、当然、制度が完璧ではないと思っておりますので、極力こういった要請と協力金でインセンティブにしたいというのが、湖西市はもちろんですけども、他市町村、愛知県も含めた政策だと思っておりますので、そこはそこでやってないじゃないかというのは、すみません、甘んじて御批判をお受けしますけれども、そこに対して何ができるのか。立て看板、今、立てたりだとかそういったこともされておられますし、協力金だけではなくて、人の往来を止めるためにはどうしたらいいかというのは、一つではなくて、様々な方策を組み合わせなければならぬというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。いろいろ取り留めのない質問させていただきましたけども、やはり人と会うのを10%削減するためには、待てる商品はインターネットで注文してくださいとかいろいろなことが出てきますと、湖西市の本当に小売店、それしか取り扱ってないようなお店は大変苦しい。また、道の駅等も、分かりませんが、国道の往来を、例えば閉鎖したら、もうアウトですね、なかなか。湖西市民は行けますけども、国道を止めてしまったりとかというようなことが打ち出されてくると、本当に生活できない状況になっていくかと思っておりますので、いろいろ今後支援策を考えていくとおっしゃっていますので、幅広い方の意見を聞いて、それで私は次の支援策を打っていただくことをお願いしたいと思い、質問を終わります。長時間にわたりありがとうございます。

○議長（加藤弘己） それでは、ほかに質疑のある方は。5番 福永桂子さん。

〔5番 福永桂子登壇〕

○5番（福永桂子） 5番 福永桂子です。

議案第37号に対しての質問ですけども、今まで同僚議員が質問されたことで大体分かったんですけども、2点だけ、何か心配することがあるので、その点だけをお聞きしたいと思います。

1点目は、感染拡大を防ぐというならば、そういう意味においては飲食店等に対して全面的な営業の自粛をお願いする形で協力金をそれに対して支払うべきではないかと私は考えるんですけども、人の往来を防ぐということはもちろん3密を避ける、感染拡大を防ぐということですので、それでこの方策で心配ないのかどうかということをお聞きしたいです。

○議長（加藤弘己） 市長。登壇してお願いいたします。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

今おっしゃるのは県の飲食店全部にとおっしゃったかと思えますけれども。

○5番（福永桂子） 市。湖西市。

○市長（影山剛士） 湖西市内ですか。そこは全てに営業自粛だとか、営業しないことをお願いする、飲食店なのか、ほかのお店も含めてなのか、そこは正直、そうできれば、できればという失礼ですけども、先ほどの、必要な財源を積算する中で、そういった全ての往来を止める。飲食店だけなのか、ほかの店舗も含めてということもあろうかと思えますので、そこは今の方策が万全なのか完璧なのかという、改善点はあろうかと思っております。21日、17日だったか、その時点で人の往来を止める策としての愛知県の策に対して、静岡県内の県境としては、これをまず実施しようという観点から実施させていただきましたので、そこからさらに強制的に人の往来を止めるなど、さっきの道路もそうですけれども、どういう方策があるのか、できるのか。現実に湖西市だけがそれをやればいいのかというのを含めて、それに対してセットで協力金をお支払いすればいいのか。その財源は幾らになるのか。というような、これは不断に改善すべきところは、先ほど少しこの後の事業者支援の策も申し上げましたけれども、そういったところで極力人の往来、感染拡大防止という第一の目的と、それとこの人の往来が少なくなっ

たことで苦しんでおられる事業者さんの支援というのは両方で考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 5番 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 私はその感染拡大を防ぐためには、趣旨に賛同していただける本当に店舗に一律に協力金を支払うということがやはりよき道なのかと思います。

では2点目なんですけども、当初予算で予備費に5,000万円を充ててらっしゃいまして、今回の補正予算でまた予備費にさらに5,000万円を積み上げられているんですけども、なぜ改めて5,000万円の予備費を積み上げるのか。その理由をもう一度お聞きしたいんですね。もちろん、刻々と日々環境は変わってるということは承知の上なんですけども、もう一度ちょっとお聞きしたいです。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

今議員おっしゃられますように、現状、5,000万円の予備費を当初に見ております。ただ、先ほど市長の話の中にもありましたように、企業の還付金とか、ほかの市町村におきましては3月の時点で予備費を専決等でかなり充てたりしている状態です。現状、このままでいきますと、この5,000万円はとても足りないという判断のもとに、もう5,000万円乗せさせていただきました。

今後またこれが続くようですと、もっと上乘せをするか、はっきりした目的のものがあれば、その費目に充てますが、現状、どれに必要なのかというのが分からない状態ですので、予備費のほうに5,000万円乗せさせていただいて、まず1億円で乗り切りたいという考えでおります。以上です。

○議長（加藤弘己） 5番 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 何に使うか分からない状態で予備費を上げるということ自体が少し心配するんですね。やはり幾ら緊急といっても、ほかにもやり方があるはずなので、そして今やはり総務部長さんがおっしゃったように、当初予算を上程した時点で、この新型コロナウイルス感染症の問題は持ち上がっていたんですね。私も一般質問でしましたけれども、

このときにもう少しお考えになれなかったのかというのと、例えば、まだ新型コロナ臨時交付金というのが、どうなるか分からないとおっしゃいましたが、創設しようということなので、これも使える協力金に使えるのではないかとということもあります。そして、もし必要があるならば、まだ5,000万円積み上げてあるわけですから、必要があるなら、今回のような臨時議会を招集もできるはずなんですね。それもお考えにならなかったのかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

まず、当初の段階は、3月の時点で、議員の皆さんに御承認を頂きました。その時点では緊急宣言云々もまだ出てはおりませんでした。

今回上げさせていただいたのは、臨時会、ここで臨時会が開かれるものですから、我々としてはこの機会に上げさせていただいたというのが現状であります。以上です。

○議長（加藤弘己） 5番 福永桂子さん。

○5番（福永桂子） 分かりました。5,000万円あっても、まだ使途が分からない5,000万円も積み崩すということですね。少しちょっと心配していますし、白紙予算には絶対ならないと信じていますけれども、その辺も少し心配しているのと、基金を崩すということはやはり想定外の本当の際に使う、とても大きなことですので、ぜひ予算のあたりはよろしく判断してお使いになってほしいなと思います。終わります。

○議長（加藤弘己） それでは、ほかに質疑のある方はございませんか。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。重複しないようにということですので、数点、質問させていただきたいと思います。

まず、時間短縮を要請をして、それに協力していただいた、そのところに交付していこうという交付基準、公平性の保持ということについて、交付基準的なものはありますかという先ほどの先輩議員の質問に対して、一応そういうものはあるということ

ですけれども、短縮時間の度合いによる、非常に7時間、8時間というようにたくさん短縮された事業者と、ほんの2時間、3時間ぐらいの短縮、そこら辺の差というものはどういう具合に取り扱っていくのですか。そういう点など度合いによる対応というのはどう考えているのか。その点について、まず一点確認させてください。

○議長（加藤弘己） 市長。登壇してお願いいたします。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

おっしゃるとおり、営業時間というのは、多分お店によっても、これは個々のももとの営業時間がおありでしょうから、それは夜の11時までやってるのか、夜の9時までやってるのか。もしくは8時、7時以前に閉まってしまうのか。そこは様々だと思います。非常にそこは、今回のもちろん8時まで、お酒は7時までとか、そこがいいのかどうかというのは、非常に論点としては、善悪といいますか、判断は非常に難しいですけど、どこかで線は引かなければならないわけで、では8時だったら今回、ではそれを7時だったらいいよとか、6時までにしませうとか、そうなったら5時までの人はどうなるんだ。どうしてもどこかで出てきてしまいますし、でするので、どこかで線引きをまとめた上で、今回の休業要請、時短要請に対する協力金というものは、一定の基準を設けさせていただきました。もちろん、それが短縮時間が1時間なのか、3時間なのか、時間短縮に当てはまらないのか。そこは出てくるのは、おっしゃるとおりだというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 公平性を保持させるために、そこら辺については配慮していくというように今理解しましたが、それでよろしいですね。

そうしましたら、次にもう一点だけ聞かせください。

予備費について、私も疑問を感じておりました。予備費は、計上された金額については、もう行政側のほうで、執行者側のほうで、何に使ってもいいよ

と、こういうことでこれだけの金額はどうぞそういうことでということ認めた金額でございます。

今回の場合には、補正予算の趣旨がコロナウイルス対策であるというようなことから、コロナウイルス対策の関係に備えて予備費を計上するということになりますと、今回の予備費はコロナウイルス対策のための予備費。普通は何に使ってもいいんですけども、コロナウイルス対策に関して一応は5,000万円計上するんだよというように捉えてるのか。いや、5,000万円計上するのはそういうことで計上したけども、あとは行政側のほうの本来の予備費の性質に基づいて執行していくのか。そこら辺についての考え方というか、捉え方をお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

今議員おっしゃられたとおりに、コロナウイルス対策に対して使わせていただきたいと思っております。と申しますのも、これ、企業名出せないですが、かなり民間企業、大手企業がこの経済状況の中で下方修正を出されております。これを考えますと、非常に、先ほどもちょっと言いましたけど、還付金等に影響がかなりあると想定しておりますので、コロナ対策、そういう意味で、コロナ対策に活用すると。ほかのものに使うという意味合いのものではございません。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） そうしますと、一応議会は6月、9月、12月というように年度の中途には予定されております。そのときに予備費が足りなくなったから、ここのとこで3,000万円、あるいは8,000万円、計上したいよということで間に合うわけですけども、今回6月議会も当然予定されてるわけですけども、それまでに5,000万円をとにかく欲しいんだというようなその緊急性の捉え方というのは、どんな具合に捉えてみえるでしょうか。

それともうあと一つは、専決処分でもって、例えば財調のほうをこういうことに組み替えをして、それでやっていきたいよということしていくということも、ある程度可能ではないかなと思うわけですけども、そこまで執行者の執行権というのはある程

度保障されてると思うんです。そういう点で予備費というものは、むしろ本来の性格は、もう行政側で考えた、こういうような経費に使ってもいいですよ、何に使ってもいい。衛生費に使ってもいいし、総務費に使ってもいいし、建設費に使ってもいい。何に使ってもいいんですよということで、用途を限定させてない、そういうような使い道を保証してる金額ですので、非常に予備費というものは、ちょっとこっこのほうで蓄えておいて、その経費をあと何かに使えばいいやというような、そこら辺まで考えていくよりも、ちょっとそここのところを意味合いが違うのではないかなと思うんですけど、その点について確認させてください。それで質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

まず、専決というお話がございましたが、せっかく、せっかくとはいけない言い方ですが、今回の協力金の関係で臨時議会を開いていただきましたので、専決でやっていくこともできるんですが、それは公というのですか、皆さんの理解を得た中で上げたいという形のもので、今回臨時議会に上げさせていただきました。

それと、予備費、議員おっしゃるとおりに、何に使うか分からないものという話なんですけど、これは先ほども言ったようにコロナ対策、先ほどは企業の還付金等の例も出しましたが、この後ののは、先ほど市長が言ってますように経済対策等も執行を今考えております。その場合にその金額もまだ出ておりませんので、それを執行する意味でも、ある程度の余力を持ちたいということで、今回上げさせていただいた次第であります。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 答弁いただいた趣旨を十分理解してまいりたいと思います。これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 質問の途中ですが、ここでお昼の休憩をとりたいと思います。

それでは暫時休憩といたします。再開は13時00分とさせていただきます。

午後0時04分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議案第37号の質疑を行います。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） それでは、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第37号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝議員。

○17番（神谷里枝） すみません、発言の許可を頂きたいんですけども。

○議長（加藤弘己） 発言を許可します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。ただいま議長から発言の許可を頂きましたので、議案第37号につきまして附帯決議をつけたく、発言させていただきます。

ただいま議案第37号が全員賛成にて可決されました。質疑も大変多くの質疑がされましたけども、まず本日に至るまで、本議案に対しまして事前に十分な説明もなく、突然公表もされました。本議案は、

特に市民から様々な意見が寄せられており、民意を反映させるために附帯決議文の案を提出したいと考えています。

附帯決議案。ただいま可決されました議案第37号は、状況が刻一刻と変化中、早急な支援策を提案されましたことには評価をさせていただくところであります。しかし、愛知県に準じ、飲食店に対し営業時間短縮要請という線引きを採用したため、同じ飲食店でも対象外となった店舗を初め、医療関係者や保育所、また学童保育従事者など、休みたくても休めず、新型コロナウイルス感染の恐怖にさらされながら業務を続けてくださっています。また、工業のまちを下支えしている製造業も仕事なくなり、個人事業主も大変苦慮、さらには一般市民も外出自粛により、食費、電気、ガス、水道料金などが増額する中、感染拡大防止に力強い御協力をいただいているところであります。

湖西市は、都会と違い、顔の見える湖西市内で、この協力金交付に伴い、地域コミュニティが希薄になることは、あってはならないことです。防災の観点からも、地域コミュニティ力の強化は避けては通れない課題であります。

以上のようなことを鑑み、住みたい・住み続けたいと実感できる湖西市にするため、1、今補正予算執行に当たっては十分な実態調査を行うこと。2、市民のための湖西市独自の支援策を早急に講ずること。3、市民の理解と協力を得られるよう、市長として説明責任を果たすこと。以上3点につき、御配慮されることを附帯決議案として提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） ただいま、17番 神谷里枝さんから議案第37号に対する附帯決議の動議が提出されました。賛成される方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。ただいま、17番 神谷里枝さんからの議案第37号に対する附帯決議の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議ないものと認めます。本動議を日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

午後1時05分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第37号に対する附帯決議案を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。提出議員、17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝です。

ただいま提案理由は先ほど読み上げました内容と同じでございます。やはり、申し上げましたように、今補正予算執行に当たっては、十分な実態調査を行っていただきたい。それから市民のための湖西市独自の支援策を早急に講ずること。そして、市民の理解・協力を得られるように、市長として説明責任を果たしていただきたい。そういったことによって、私は、今回この国を挙げて新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいく市民の総意が得られていくと考えております。以上のようなことから、提案させていただきました。先ほど読み上げました附帯決議案の内容の文章が大きな提案理由であります。

では、議案第37号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議案。

十分な実態調査を行った上で、本補正予算を執行すること。また、市独自の支援策を早急に講ずることを強く要望する。令和2年4月28日、湖西市長宛て、湖西市議会。

以上です。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） それでは、以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第37号に対する附帯決議案について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手多数であります。したがって議案第37号に対する附帯決議案は原案のとおり可決されました。

附帯決議案を日程に追加いたしましたので、お手元にご覧いただけます。議事日程の日程番号が繰り下がることとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 日程第10 議案第38号 令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第38号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,000万円を増額し、総額を56億4,380万円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出につきましては、国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、または新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった給与所得者へ、その日数に応じて傷病手当金を支給するため、傷病手当金1,000万円を計上するものでございます。

補正の財源といたしましては、特別調整交付金分1,000万円を充てさせていただくものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝です。

1,000万円、県から県の補助金としてコロナウイルス対策として出てくるということですが、当初予算の4款2項1目県補助金の中に、特別調整交付金として1,347万6,000円が計上されております。これ以外に、今こちらですと2款6項となっておりますので、同じ特別調整交付金でも、これは使途が違ふという解釈になるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

同じ名称であります。今回、コロナウイルスの関係で10分の10、手当頂けるといふこととございすので、歳出に合わせた歳入をしっかりと確保するといふ意味で、今回計上させていただいたものでございす。以上です。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） すみません。これは、すみません、今よく聞き取っていなかったんですけど、10分の10、県から出てくるということとまずはいいかと思ふんですけども、あくまでも今回出てくるこの1,000万円に対しては、コロナ対策に対する傷病手当の諸費で予算計上であって、当初予算の特別調整交付金とは中身が違いますよといふ、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） そのとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 了解しました。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第38号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和2年第1回湖西市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後1時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 加 藤 弘 己

署名議員 中 村 博 行

署名議員 神 谷 里 枝